

半田市生活困窮者支援団体活動費補助金交付要綱

(目的)

第1条 本補助金は、地域の生活困窮者支援に取り組むNPO法人や社会福祉法人等で、コロナ禍における物価高騰等に影響を受け、支援ニーズの高まりによる事業量が増加している団体に対して、一定の活動経費を補助することにより、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図るもの。

(補助金の対象団体)

第2条 補助の対象団体は、半田市に所在し、半田市民を対象として活動を行うことを目的として設立され、次の各号に掲げる条件を満たす団体とする。

- (1) コロナ禍における物価高騰等の影響を受け、生活困窮者支援の業務量が増加している、若しくは増加が見込まれる団体、又は新たに生活困窮者支援を行う団体
- (2) 市自立相談支援機関（生活援護課）と連携した生活困窮者支援を行う（予定を含む）団体
- (3) 社会福祉法人、子どもへの困窮者支援を実施している、又は「はんだまちづくりひろば」へ登録している団体

(補助金の対象となる経費)

第3条 1 団体あたり50万円の範囲内で、業務量等の増加により負担が大きくなったと認められる経費（食料や日常生活用品等の物資支援に必要な物品購入費、相談者に物品を届ける送料・運搬経費、居場所づくりに必要な借り上げ料、Wi-Fi等の通信環境整備に係る経費、その他人件費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、雑役務費）。

2 半田市その他の公的機関から委託を受けている、又は補助金・助成金、その他これに類する公的支援を受けている事業に関わる経費は除く。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、次のとおり、必要書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 生活困窮者支援団体活動費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 団体概要について（様式第1-1号）
- (3) 生活困窮者支援団体活動費補助金申請額明細書（様式第1-2号）
- (4) 代表者の本人確認書類の写し
- (5) 振込先の口座番号を確認できる書類等の写し
- (6) (2) 及び (3) の挙証資料

(7) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号の書類は、令和4年10月20日までに提出すること。

(補助金の金額)

第5条 新型コロナウイルス感染症または物価高騰の影響により業務量や経費の負担が大きくなったと認められる金額とする。

2 申請額が補助金交付予定額の総額を超過した場合は、予算額の範囲内で案分して補助するものとする。

(補助金の審査及び交付決定)

第6条 市長は、第4条の規定により提出された申請書を受理したときは、次の各号について審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

(1) 第2条に規定する条件に該当すること。

(2) コロナ禍における物価高騰等の影響を受け、支援ニーズの高まりによる業務量の増加が認められること。

(3) 半田市ふくしまるごと会議において、生活困窮者の自立に効果的であると認められた事業であること。

2 市長は、前項の決定をしたときは、交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 市長は、交付決定の後、申請者の請求があったときは、予算の範囲内で、第5条で認める補助金を、概算払いの方法により交付するものとする。

(補助の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 使用目的の制限

この補助金は、交付の決定を受けた事業（以下、「補助対象事業」という。）以外の目的に使用しないこと。

(2) 変更等の承認

次の各号のいずれかに該当するときは、実績報告提出前にあらかじめ生活困窮者支援団体活動費補助金交付申請書（様式3号及び様式3-1）及び明細書（様式3-2号）、その他必要書類を提出することにより、市長の承認を得ること。ただし、変更に伴い補助金の金額を増額する場合は、予算の範囲内で承認するものとする。

ア 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項第2号の決定をしたときは、変更交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下、「補助対象者」という。）は、令和5年2月28日までに事業を完了し、次のとおり、市長に実績の報告を行わなければならない。

- (1) 生活困窮者支援団体活動費補助金実績報告書（様式第5号）
- (2) 生活困窮者支援団体活動費補助金実績額明細書（様式第5-1号）
- (3) 第3条第1項に規定する経費で第5条に規定する金額が分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める資料

2 前項各号の書類は、令和5年3月10日までに提出すること。

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、交付条件等の適合審査のうえ、第5条の規定に基づき補助金の金額を確定し、その結果を補助金確定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

2 確定する補助金の金額は、第4条、金額の変更があった場合は第8条第1項第2号に規定する申請額を超えない範囲とする。

（法令等の遵守）

第11条 補助対象者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行うものとする。

（関係書類の整備）

第12条 補助対象者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

（適正な執行の確保のための措置）

第13条 市長は、この補助金の適正な執行を確保するため、補助対象者に対し、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 補助事業の実施状況について必要に応じ、調査を行い、または報告を求めること。
- (2) 前号の調査等により、補助事業がこの要綱に従って適正に遂行されていないと認められる場合においては、要綱に従って適正に遂行すべきことを指示すること。

（交付決定の取消）

第14条 市長は、補助対象者が次の各号に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助対象事業を中止したとき。
- (3) 補助対象事業を遂行する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (4) その他この要綱に違反したと認められるとき。

2 市長は、前号の決定をしたときは、交付決定取消通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 次の各号に該当する場合において、市長は、既に交付されている補助金の全部又は一部について期限を定めて、返還通知書（様式第8号）により、その返還を命ずるものとする。

- (1) 前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合
- (2) 第10条の規定により、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されている場合

（賠償責任）

第16条 市は、補助金の交付決定を取り消した場合に生じた損害について賠償の責めを負わない。

（補助事業実施期間）

第17条 補助事業実施期間は、令和4年9月8日から令和5年3月31日までとする。

（その他）

第18条 本要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年9月8日から施行する。

団体概要について（交付申請用）

■ 団体概要

申請団体 及び 代表者名	ふりがな 団体名	活動者数 名
	ふりがな 代表者名	
所在地	〒	活動開始時期 年 月
連絡先	TEL : e-mail :	
団体が実施 する生活困窮 者支援の概要		

■ 半田市その他の公的機関から委託もしくは補助金・助成金、その他これに類する公的支援を受けていますか。受けている場合は、委託事業もしくは補助金・助成金の名称を記載してください。

--

半田市生活困窮者支援団体活動費補助金申請額明細書

団体名

■ コロナまたは物価高騰前の影響により負担増となった（またはなる予定の）業務や経費について記載してください。

--

■ 下記欄に、具体的な経費の額を記載してください

項目	必要経費	備考
(例) 食材購入費	150,000	米購入費：150,000円
合計	0円	

申請額	0円
------------	-----------

- ※必要経費額が50万円を超える場合は、50万円が申請額となります。
- ※必要経費額が50万円を下回る場合は、その金額が申請額となります。なお、申請額は千円単位とし、端数が生じた場合は千円未満は切り捨てとしてください。
- ※半田市その他の公的機関から、生活困窮者支援に資する事業の補助金・助成金、その他の公的支援を受けている経費は対象外となります。
- ※上記の内容が確認できる資料を添付してください。

令和 年 月 日

半田市長 様

所在地
電話
団体名
代表者氏名
(生年月日 年 月 日)

半田市生活困窮者支援団体活動費補助金交付申請書

標記の補助金について、半田市生活困窮者支援団体活動費補助金交付要綱第4条の規定により下記のとおり交付申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円 (補助金申請額明細書の申請額)

- 2 添付書類
 - (1) 団体概要について
 - (2) 補助金申請額明細書
 - (3) その他

※上記内容について、資格確認のため、必要な照会を行うことを承諾します。

※交付申請をしている対象事業及び経費は、本市やその他公的機関等からの委託を受けている事業、または補助金・助成金、その他これに類する公的支援を受けている事業ではありません。

(様式第2号)

半生援第 号
令和 年 月 日

様

半田市長

半田市生活困窮者支援団体活動費補助金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日付で申請のあった上記補助金については、半田市生活困窮者支援団体活動費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付・不交付
- 2 この通知に係る助成金の交付の対象となる事業及び内容は、令和 年 月 日付の申請書記載のとおりである。
- 3 交付の対象となる事業の経費並びに当該経費に係る補助金は次のとおりである。
 - 事業に要する経費 金 円
 - 補助金の額 金 円
- 4 この補助金は、要綱の規定を遵守して事業を行うこと。
- 5 補助事業等に係る実績報告書の提出期限は、令和5年3月10日とする。

団体概要について（変更交付申請用）

■ 団体概要

申請団体 及び 代表者名	ふりがな 団体名	活動者数 名
	ふりがな 代表者名	
所在地	〒	活動開始時期 年 月
連絡先	TEL : e-mail :	
団体が実施 する生活困窮 者支援の概要		

■ 半田市その他の公的機関から委託もしくは補助金・助成金、その他これに類する公的支援を受けていますか。受けている場合は、委託事業もしくは補助金・助成金の名称を記載してください。

--

半田市生活困窮者支援団体活動費補助金変更申請額明細書

団体名

■ コロナまたは物価高騰前の影響により負担増となった（またはなる予定の）業務や経費について記載してください。

--

■ 下記欄に、具体的な経費の額を記載してください

項 目	必要経費（変更後）	備考 ※変更前の内容も記載してください。
（例）食材購入費	200,000	米購入費：200,000円（変更前：150,000円）
合 計	0円	

変更申請額	0円
--------------	-----------

※必要経費額が50万円を超える場合は、50万円が申請額となります。

※必要経費額が50万円を下回る場合は、その金額が申請額となります。なお、申請額は千円単位とし、端数が生じ

た場合は千円未満は切り捨てとしてください。

※半田市その他の公的機関から、生活困窮者支援に資する事業の補助金、助成金、その他の公的支援を受けている経費は対象外となります。

※上記の内容が確認できる資料を添付してください。

令和 年 月 日

半田市長 様

所在地

電話

団体名

代表者氏名

(生年月日 年 月 日)

半田市生活困窮者支援団体活動費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付半生援第 号で交付決定した上記の事業に対する補助金について、半田市生活困窮者支援団体活動費補助金交付要綱第8条第1項第2号の規定により、下記のとおり変更交付申請します。

記

1 既交付申請（予定）額 金 円

2 変更交付申請（予定）額 金 円

3 変更理由

4 添付書類

(1) 補助変更申請額明細書

(2) その他

※上記内容について、資格確認のため、必要な照会を行うことを承諾します。

※交付申請をしている対象事業及び経費は、本市やその他公的機関等からの委託を受けている事業、または補助金・助成金、その他これに類する公的支援を受けている事業ではありません。

(様式第4号)

半生援第 号
令和 年 月 日

様

半田市長

半田市生活困窮者支援団体活動費補助金変更交付決定通知書

令和 年 月 日付で変更申請のあった上記補助金については、半田市生活困窮者支援団体活動費補助金交付要綱第8条第1項第2号の規定により、下記のとおり変更交付決定したので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 既交付決定額 | 円 |
| 2 | 変更後交付決定額 | 円 |

半田市生活困窮者支援団体活動費補助金実績額明細書

団体名

■下記欄に、コロナ前と比較して負担増となった業務や経費について実績を記載してください

--

■下記欄に、具体的な経費の額を記載してください

項目	必要経費	備考
合計	0円	

交付済み額(A)	対象経費額(B)	戻入額(A-B) ※ただし、Aの額よりBの額の方が多い場合は0円
	0円	0円

- ※ 対象経費額(B)が交付済み額(A)を上回る場合は、交付済み額(A)が交付確定額となります。
 ※ 対象経費額(B)が交付済み額(A)を下回る場合は、その金額が交付確定額となります。
 なお、対象確定額(B)は千円単位とし、端数が生じた場合は千円未満は切り捨てとしてください。
 ※ 上記の内容が確認できる資料を添付してください。

令和 年 月 日

半田市長 様

所在地

電話

団体名

代表者氏名

(生年月日 年 月 日)

半田市生活困窮者支援団体活動費補助金実績報告書

標記の補助金について、半田市生活困窮者支援団体活動費補助金交付実施要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1 補助金精算額 | 金 | 円 |
| 2 補助金交付決定済額 | 金 | 円 |
| 3 補助金戻入額 | 金 | 円 |
| 4 添付書類 | | |

(1) 補助に係る実績報告明細書

(2) その他

※上記内容について、資格確認のため、必要な照会を行うことを承諾します。

(様式第6号)

半生援第 号
令和 年 月 日

様

半田市長

半田市生活困窮者支援団体活動費補助金確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のあった上記補助金については、半田市生活困窮者支援団体活動費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付済額 | 円 |
| 3 | 確定補助金額 | 円 |
| 4 | 戻入額 | 円 |

(様式第7号)

半生援第 号
令和 年 月 日

様

半田市長

半田市生活困窮者支援団体活動費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付半生援第 号で交付決定した上記補助金については、半田市生活困窮者支援団体活動費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消すことに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付済額
半田市生活困窮者支援団体活動費補助金交付要綱第14条第1項第 号に
該当したため

(様式第8号)

半生援第 号
令和 年 月 日

様

半田市長

半田市生活困窮者支援団体活動費補助金返還通知書

令和 年 月 日付半生援第 号で助成金額を確定または取り消した上記補助金については、半田市生活困窮者支援団体活動費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 返還金額 円
- 2 返還期限 令和 年 月 日

※返還金額が返還期限を経過しても納入されない場合は、半田市税外収入に係る延滞金に関する条例に基づき、延滞金を徴収する。